

令和4年度 第1回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会 議事録

日時：令和4年8月26日（金）

午後7時45分から午後8時30分

場所：市役所10階第5B会議室

会議次第

1 開 会

- (1) 委員・専門委員・部会員の紹介
- (2) 部会長の選任について
- (3) 副部会長の指名について

2 議 題

- (1) 帯広市公立保育所の再編について
- (2) ヤングケアラーの相談窓口について

3 そ の 他

4 閉 会

会議資料

- ・資料1 帯広市公立保育所の再編について
- ・資料2 ヤングケアラーの相談窓口について
- ・資料3 参考資料

○ 出席委員（18名中15名出席）

廣瀬一浩委員、成田委員、樋渡委員、瓜屋委員、
池下専門委員、福島専門委員、宮崎専門委員、佐藤みゆき専門委員、
佐藤寛之専門委員、西野部会員、吉田部会員、下鳥部会員、南出部会員、
七條部会員、北村部会員

○ 事務局

郡谷こども課長、坂本主幹、能登課長補佐
山名子育て支援課長
梶健康推進課課長補佐、城岡健康推進課健康第2係長

令和4年度 第1回「帯広市健康生活支援審議会児童育成部会」 議事録
(令和4年8月26日 19:45~20:30)

1. 開 会 (事務局) 2. 議 事 (事務局説明)	<p>(1) 委員・専門委員の紹介（名簿配布）</p> <p>(2) 部会長の選任について → 委員及び専門委員からの推薦により、廣瀬委員を選任 → 廣瀬部会長あいさつ</p> <p>(3) 副部会長の指名について → 廣瀬部会長から成田委員を副部会長へ指名</p> <p>(1) 帯広市公立保育所の再編について (資料1の説明) 帯広市公立保育所の再編については、令和2年度に厚生委員会に報告した「帯広市公立保育所再編の基本方向」と「帯広市公立保育所の再編について」に基づき、現在8所ある公立保育所のうち、表にあります5所の定員縮小と民間移管の取り組みを進めてきた。しかし、報告当初から状況が変化してきたことから、今後の入所児童数の見通しをあらためて精査し、再編内容を再検討するもの。これに伴い、帯広保育所の公募は、今年度実施しない。 検討の背景と視点のひとつ目として、令和元年度に策定した「子ども・子育て支援事業計画」において、推計した3歳から5歳児の入所児童数が、幼児教育・保育の無償化の影響などにより、計画値より増加してきている状況がある。 今後の定員縮小や民間移管への影響を見極める必要があるため、中長期的な入所児童推計を精査したうえで、再編内容について、必要な見直しを行うこととしたもの。 ふたつ目としては、転園を伴う0・1・2歳児に特化した定員縮小等への懸念である。 保護者や施設運営法人などから、3歳児に転園する際の負担感や影響に配慮した定員縮小のあり方と、安定的な運営に資す</p>
--	---

	<p>る民間移管の手法を検討するもの。</p> <p>本件については、8月22日に開催された厚生委員会へ報告済みとなっており、今後は、令和5年2月予定の厚生委員会へ、再編の再検討結果を報告する予定。</p>
(委員)	<p>今回見直しを行うということだが、帯広私立保育園連絡協議会としましても関わりが深い事業であるため、当方の検討する時間も考慮したスケジュールを考えていただきたい。</p>
(事務局)	<p>見直しにあたっては、保護者や運営法人との意見交換の機会を設け、何らかの形でアンケートを実施し、皆さんのご意見を聞いて、2月に公表したいと考えている。</p> <p>今後具体的な日程や内容については、関係する団体等とも情報共有しながら進めてまいりたい。</p>
(委員)	<p>私どもそれぞれ保育所を運営している。今後、少子化が進む中で、私たちの保育所の在り方も計画の中で一緒に考えていただきたい。また、公立保育所の所長や保育士の方々とも一緒に意見交換しながら、よりよい計画ができればと思うので、よろしくお願いしたい。</p>
(委員)	<p>保護者や子供が不安なく幼児期を過ごせるように、発達を保障していくために、どんな保育の環境が必要なのかという視点に立ち、今後きちんと検討されるということでしたので、そういうところに光を当てていただければと思う。</p> <p>市内の法人の保育者も、公立の保育者も、認可外の保育者や幼稚園、認定こども園の保育者たちの横の繋がりを、スクラムをしっかりと組み、現場の保育の質を向上させようとしているのが養成校において、良くわかります。もっともっと良い人材を育て、現場に送り出したいと思うので、そちらの視点にも光を当てていただきたい。</p>
(事務局)	<p>保育施設運営の実情や、皆さまのご意見をうかがいながら、より良い見直しにつながるよう、短期間ではありますが、進めていきたいと思っている。</p>

(委員)	地元の新聞の紙面に待機児童の数字が具体的に上がっていたが、報道のとおりなのか。現状の待機児童の数字をお聞きしたい。
(事務局)	<p>7月1日現在の待機児童は2名であり、夜間保育所を希望しているご家庭で、昼間の待機児童は発生していない。</p> <p>ただ、特定の保育施設を希望しているいわゆる潜在的待機児童は、7月1日現在で115名となっている。</p>
(委 員)	待機児童については、なかなか難しい予測が要るのではないか。子供を受け入れる側の確かな人数を一度調べていただきその上で一番いい形で模索していただくと、それぞれの保護者が安心して子供を預けられると思う。多くの施設があるということを視野に入れ、取り組んでいただきたい。
(事務局)	各施設の定員などの状況を把握し、市民の方にわかりやすくお知らせをしながら、可能な限りのマッチングを進めていきたい。
議題（2）	(2) ヤングケアラーの相談窓口について
(事務局説明)	<p>(資料2の説明)</p> <p>これまでヤングケアラーについては、市のどこに相談するのかわからなかつたことから、ヤングケアラーの相談窓口を子育て支援課と明確化し、相談窓口を周知するため、チラシを作成したところ。</p> <p>QRコードから帯広市ホームページにつながり、相談フォームから相談できるようになっているので、皆様にも窓口周知のご協力をお願いしたい。</p>
(委 員)	このヤングケアラーの問題は、非常に見えづらいものと認識している。いるのではないかという一般的な予測ではなかなか当事者とは結びつかない。この問題に対応するためには市において、どのくらい対象となる子供がいるのか、この実態把握がとても大事だと思う。市としてはこの実態把握を独自にやるとか、そのような計画があるのかお聞きしたい。

(事務局)	北海道が今年の7月に、小学生を対象にヤングケアラーの調査をしている。市としてはこれから次期分野計画の中でアンケートを予定している。その結果で傾向を把握しながら、日頃、子供たちと接する機会の多い学校の先生方から情報もいただき、連携をすすめていく。
(委員)	<p>このアンケートという方法がどのくらい効果的なのか。実態にアプローチできるのかが問題。ヤングケアラーという立場に置かれている子供たちは、自分がそういう状況になっているのかということ自体わからない。そう思ったとしても、表明すること自体が難しい。アンケートに答えて、自分の状況を積極的に訴えるということさえ難しいという問題がそこにあると思う。一般的なアンケートでこの実態を把握するというのは技術的には相当難しいと思う。例えば、小学校、中学校、高校とか、ヤングケアラーと思われる子がいた場合、担任の先生とか、養護の先生とか、子供に最も近い大人がそういう家庭の状況などを把握しながら子供の声を聞いていくなど、そのような丁寧な聞き取りやアプローチがなければ、なかなか数としては把握できないし、数の把握ができないと支援も難しいですよね。</p> <p>実際にこういう困難があるとしても、子供の方でこれを選択してやっている場合もある。もうやらざるをえないとか、やつて当たり前とか、どのように家族や自分の身近にいる人たちをケアしているかという、その中身自体も多種多様で、そのような問題を念頭に置いて、私たちは状況把握をしていく必要があると思っています。ぜひ具体的な工夫をお願いします。</p>
(事務局)	アンケートは記名式ではないので、特定は難しい。まずは、小中学校、幼稚園、保育所などにポスターを掲示するなど、周知を進めたい。ポスターのQRコードを読んでいただき、自分がもしかしたらヤングケアラーかなと思い、相談したいときは市に連絡が取れるように相談フォームを作っている。7月1日から市のホームページに公開している。周知場所についても検討しながら進めていきたい。
(委員)	コロナ禍で、例えば学校への家庭訪問で調査するとか、そのような場で調べて、市の担当課に繋げたほうが、アンケートや

	ネットで周知しても結局見ない人は見ないのでないか。
(事務局)	学校やヤングケアラーを発見した方が、どこに相談したらよいのかわからないということのないように、子育て支援課が窓口であることを今回明確化したもの。チラシを掲示するなどさまざまな形での周知を行う。
(委員)	参考にまでお聞きしたいのですが、この相談窓口に連絡すると、どういった対処をしていただけるのか。
(事務局)	それぞれの世帯の状況で対応は変わるが、それぞれの関係する部署とケース会議を開きながらその子にとって改善できることはないかということを検討していくことになる。
3. その他	
(事務局説明)	<p>参考資料「子育て世帯生活支援特別給付金」の説明 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するもの。</p> <p>支給額は国の事業の5万円と、北海道が独自に給付する1万円の併せて6万円であり、広報おびひろ・市ホームページ等で周知している。</p>
(委 員)	今、この特別給付金はどのくらいの方々に支給が終わっているのか。これを知り得ていない方や、住民税非課税世帯はご自分で把握していることは少ないと思うが、文書での周知は終えているのか。
(事務局)	ひとり親世帯の方には想定してた世帯の90%には支給済みであり、ひとり親世帯以外の非課税世帯の方々には84%程度支給済みでとなっている。ひとり親家庭につきましてはほぼ児童扶養手当の受給対象者のため、その方々には申請不要で給付している。非課税世帯の方々も税情報を把握しているので、申請不要で給付している。残りの10%弱はコロナによって収入が激変したという家計急変世帯で、一定の基準はあるが、ひと

	り親であれば児童扶養手当が支給できる程度の収入以下、あるいは非課税世帯相当に収入が激変した場合は、収入の明細などの申告により審査し支給している。市では把握できていない方々にはホームページやインターネット広告、地元の情報誌など利用し、周知に努めているところ。 (了)
--	---